



○長野県告示第497号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年9月26日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡天龍村平岡222、南安曇郡奈川村2179の3、3778の2（次の図に示す部分に限る。）、3778の14、3778の17、3778の18、3882の1・4023の9・4604の1・4641の2・安曇村3595の18（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、4085の1、4095の41、4194の1（次の図に示す部分に限る。）、4194の4、4194の7、4306の1、4306の7・4306の68（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4144の1、4144の22、4229の1、4229の3、4229の4、4229の5（次の図に示す部分に限る。）、4229の6

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

安曇村4194の1、4194の4、4194の7、4306の68・4144の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4144の22、4229の4・4229の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

松本市大字島内字日影山8431、塩尻市大字宗賀字本山4275、4284の4、4387、4390、下伊那郡下條村陽阜4765の2、天龍村平岡2088のイ、2088のロ、2089のイの1から2089のイの3まで、2089のロ、2090から2092まで、2281、2387の47、神原5033の1、5033のイの1、6167、6170、東筑摩郡坂北村字入15124、南安曇郡奈川村3741の24、梓川村大字梓7657・7658（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、北安曇郡八坂村字北ノ沢11602、11604のイ、11604のロ、字家ノ上11619、字城ノ下11630のロ、字城下11630のイ、字城山11631、字吉原11633の1、11633のロ、11634、小谷村大字中小谷字小倉丙7108、丙7109のイ、大字千国字池ノ平乙9648、上高井郡高山村大字高井字裏原3968の1、上水内郡信州新町大字越道字日影山2633から2635まで、字大林日影2669のロ、2670から2675まで、2676の1、2676の2、2677から2682まで、2683のイ、2683のロ、2684の1、2684のロ、2685、字大林日向2718、2719、字家老地2722、字地徳裏3667から3669まで、大字山穂刈字鳥立10297、10298、10317、10326の1、10326のロ、10327、10328のイ、10341の1、10341のロ、10345、豊野町大字豊野字十二廻3648から3650まで、牟礼村大字豊野字谷4698、4699の1、4699の2、4700、4704から4707まで、4708の2、4709の1から4709の3まで、4710、4714のイ、4768、4771

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影山8431、字本山4275、4284の4、4387、4390、平岡2281、2387の47、神原6170、字入15124、奈川村3741の24、大字梓7657・7658（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字小倉丙7108、丙7109のイ、字池ノ平乙9648、字裏原3968の1（次の図に示す部分に限る。）、字日影山2633から2635まで、字大林日影2669のロ、2670から2675まで、2676の1、2676の2、2677から2682まで、2683のイ、2683のロ、2684の1、2684のロ、2685、字大林日向2718、2719、字家老地2722、字地徳裏3667から3669まで、字十二廻3649、3650、字谷4698、4699の1、4699の2、4700、4704から4707まで、4708の2、4709の1から4709の3まで、4710、4714のイ、4768、4771

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○選告示第57号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正する。

平成14年9月26日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表中「規定による有権者の総数の3分の1の数」を「規定による有権者の総数のうち、40万を越える部分の数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数

35,356	35,329
589,266	361,067
12,173	12,163
16,680	16,674
21,018	21,009
12,658	12,643
25,376	25,354
19,146	19,139
11,341	11,326
15,149	15,131
26,393	26,400
9,888	9,881

とを合算して得た数」に、

11,335
7,132
15,418
95,704
54,569
32,593
15,220
28,267
14,183
19,765
11,911
16,273
8,913
11,298
8,318
9,306
14,474
16,804
10,515
17,455

を

11,330
7,122
15,406
95,621
54,530
32,569
15,203
28,243
14,166
19,746
11,907
16,247
8,910
11,292
8,315
9,296
14,445
16,797
10,499
17,448

に改める。

選挙管理委員会

○選告示第58号

平成14年1月20日執行の喬木村長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対し、当委員会は、次のとおり裁決した。

平成14年9月26日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

裁 決 書

長野県下伊那郡喬木村12600番地

審査申立人 木下勇人(年齢65歳)

長野県下伊那郡喬木村16266番地2

審査申立人 牧内慶三(年齢64歳)

長野県下伊那郡喬木村8193番地

審査申立人 松島茂樹(年齢58歳)

上記審査申立人から平成14年3月25日付けで提起された平成14年1月20日執行の喬木村長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

審査申立人3名(以下「申立人」という。)は、異議申出人総代として、平成14年1月20日執行の喬木村長選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関し、同年2月4日喬木村選挙管理委員会(以下「村委員会」という。)に異議の申出をしたところ、村委員会は、同年3月5日この異議の申出を棄却する旨の決定をした。申立人は、この決定を不服として、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求め審査の申立てをしたものである。

その主張を要約すると次のとおりである。

本件選挙は、以下1から6の理由により、無効である。

- 1 本件選挙の候補者大平利次氏(以下「大平候補」という。)が、喬木村議会議長であった平成13年12月2日に行われた婦人集会において、招待者挨拶の中で立候補の挨拶を行い選挙に対するお願いをした行為は、議長の地位を利用しており、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第136条の2の公務員の地位を利用した選挙運動に該当する違法な行為である。
- 2 平成13年12月、当時喬木村議会議長であった大平候補が、喬木村議会開会中に、戸別訪問して名刺を配布したことは、法第129条が禁止する事前運動に該当するとともに

に、法第136条の2の公務員の地位を利用した選挙運動に該当する違法な行為である。

- 3 大平候補又は同氏の後援会は、本件選挙の選挙告示以前に同村内にある阿島北コミュニティセンターを後援会事務所として使用し、立看板を3日間設置していた。また、大平候補は、告示日以降に、選挙事務所として、自宅を使用しながら阿島北コミュニティセンターを使用して最後まで選挙運動を行っており、選挙事務所を2か所設置していたと思われ、これは違法な行為である。

また、村委員会は、大平候補が選挙事務所を2か所設置していたことを知りながら、選挙運動期間中、法第134条に規定する選挙事務所の閉鎖命令を出しておらず、選挙管理委員会としての責務を果たしていない。

- 4 大平利次後援会が「同年会通知」という文書を配布し、平成14年1月14日に、大平候補の自宅で同年会を開催したことは、投票依頼に通ずるものであり、選挙違反である。
- 5 大平利次選挙対策委員会会長名で村内に配布された「村長選・村議選個人立会い演説会開催について」という通知文は、合同個人演説会である当該演説会の開催日時及び場所が記載されており、配布してはいけないものであり、選挙違反である。
- 6 平成13年12月16日の阿島区会の忘年会において、当時村長であった賜正和氏が、村長挨拶の中で、区から村長を出したい旨協力要請をしたことは、法第136条の2の公務員の地位を利用した選挙運動に該当する違法な行為である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理し、村委員会から弁明書を提出させ、申立人からは反論書の提出を受け、慎重かつ厳正に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

- 1 本件選挙は、前村長の任期満了に伴い行われ、大平候補と平沢春光候補（以下「平沢候補」という。）の2名の新人候補が立候補した。

選挙の結果は、大平候補が2,652票を得票して当選し、平沢候補は2,413票を得票して落選した。

- 2 本件選挙について、申立人は、選挙の無効を申し立てしているところ、選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られると解される。

そして、同項の「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものでない。それは、かかる違反行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、

法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票が妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(昭和61年2月18日最高裁判所判決)と解されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、当該選挙の管理執行の手續に関する規定違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう(昭和29年9月24日最高裁判所判決)と解されている。

このような観点にたって、申立人の主張する審査申立て理由について、判断する。

- 3 申立人が本件選挙を無効であるとする理由は、大平候補、大平利次後援会、大平候補選挙関係者及び喬木村前村長の賜正和氏が、それぞれ違法行為を行ったことにより本件選挙は無効なものとなる、というものである。

しかしながら、法第205条中の選挙無効の要件である「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されること」と解される所、申立人が、申立て理由1から6において、大平候補、大平利次後援会、大平候補選挙関係者及び喬木村前村長の賜正和氏の行為に関して主張している選挙無効の理由は、いずれも選挙の管理執行の手續に関する規定の違反、又は選挙の管理執行の手續上選挙の自由公正の原則が著しく阻害される場合に関するものではない。

また、申立人は、村委員会が、大平候補が選挙事務所を2か所設置していたことを知りながら、選挙運動期間中、法第134条に規定する選挙事務所の閉鎖命令を出さなかったことをもって、選挙管理委員会としての任務を果たしていない旨主張しているが、大平候補の選挙事務所は、大平候補の自宅に設置されていた事実が認められ、また阿島北コミュニティーセンターについては、大平候補の選挙関係者である市瀬有三氏が、断続的に大平候補の選挙事務に関して使用した事実は認められるが、選挙事務所として継続的かつ各種事務を総合的に取り扱う施設であったと認めるに足りる証拠は見受けられない。

次に、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為であっても、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票が妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではないと解される所、本件選挙については、仮に、申立人が主張するような事実があったとしても、そ

のにより、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられるような特段の事態が生じるとまでは解されず、また、本件に関する証拠を総合しても、選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票が妨げられたというような特段の事態があったとは認められない。

このように、申立人の申立て理由1から6は、いずれも法第205条の規定による選挙無効の要件にあたらぬので、これらを容認することができない。

以上のとおり、申立人の審査の申立てはいずれも理由がなく、異議の申出に対する村委員会の決定は正当と認められるので、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成14年9月18日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙管理委員会

○選告示第59号

平成14年9月1日執行の長野県議会議員補欠選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対して、当委員会は、次のとおり決定した。

平成14年9月26日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

決 定 書

長野県下伊那郡阿南町富草9488番地

異議申出人 伊豆光男(年齢51歳)

上記異議申出人から平成14年9月11日付けで提起された平成14年9月1日執行の長野県議会議員補欠選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

異議申出人は、選挙区を設けて執行される本件選挙は、選挙区以外の県民が本件選挙に関与しておらず、選出された議員は本件選挙の住民を代表しているのであって長野県

民を代表していないことから、憲法前文及び憲法第15条の規定に違反しており、このような選挙区を設けて執行された本件選挙は無効である旨主張し、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第202条の規定により異議の申出をしたものである。

決 定 の 理 由

- 1 公職選挙法第202条の規定により異議を申し出ることのできる選挙人とは、「当該選挙区に属する選挙人に限る。」(昭和39年2月26日最高裁判所大法廷判決)と解されているので、下伊那郡選挙区に属する異議申出人は、同選挙区の実効力についてのみ異議の申出ができることになる。

異議申出書には、「平成14年9月1日執行の長野県議会議員補欠選挙」における選挙の実効力を無効とする請求である旨の記載があるが、下伊那郡選挙区における選挙の実効力を無効とする請求以外の上田市選挙区に対する請求が不適法なものであることは明らかである。

- 2 公職選挙法第202条の異議の申出に関する規定は、同法に基づき施行された選挙に管理執行上瑕疵があった場合にこれを無効とし、再選挙を実施して選挙の自由と公正とを確保しようとするために設けられたものであり、たとえ選挙を実効力として再選挙を実施したとしても、その瑕疵を是正し得ない場合までも異議の申出を許容する趣旨ではない。

異議申出人は、選挙区を設けて執行される本件選挙は、選挙区以外の県民が選挙に関与せず、選出された議員は選挙区の住民を代表して長野県民を代表していないことから、憲法前文及び憲法第15条の規定に違反しており、本件選挙は無効である旨主張するものであるが、本件選挙の実効力区域は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条及び公職選挙法第15条の規定に基づき「長野県議会議員の定数並びに選挙区の実効力区域及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」(平成10年3月30日条例第5号)によって設けられているものであり、こうした条例、法律あるいは制度自体の瑕疵を理由とする異議の申出については、たとえ当委員会が選挙を実効力として再選挙を実施したとしても、その瑕疵を是正し得ないものである。

- 3 したがって、当委員会は、この異議の申出を公職選挙法第202条の規定により争い得るものとは認められない不適法なものと判断し、却下せざるを得ない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

平成14年9月18日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

選挙管理委員会